

飯塚市奨学資金貸付制度の手引き

○飯塚市の奨学金は『市内居住による返還免除』制度です（平成 30 年度奨学生から適用）。

○令和元年度奨学生から「入学前貸付」が可能となりました。

○令和 9 年度奨学生から「公立高校」が対象になりました。また、『市内中小企業等への就業による免除』を追加し返還免除制度を拡充しました（令和 9 年度奨学生から適用）。

1. 奨学資金貸付制度の概要・・・・・・・・・・・・・・・・	2
(1) 貸付制度について	(7) 他の貸付制度等との併用
(2) 貸付資格	(8) 貸付の決定等
(3) 貸付金額等	(9) 貸付金の返還
(4) 貸付期間	(10) 返還の猶予
(5) 貸付方法	(11) 返還の免除
(6) 貸付利子	
2. 奨学資金貸付希望者の申請手続きについて・・・・・・・・	4
(1) 申請から決定の流れ	
(2) 申請期間	
(3) 申請書類提出先	
3. 入学前貸付について・・・・・・・・・・・・・・・・	6
(1) 申請から貸付の流れ	
(2) 入学後の手続き	
4. 在学中の継続手続きについて・・・・・・・・・・・・・・・・	6
(1) 現況報告に関する書類の提出	
(2) その他の届出について	
5. 奨学資金の休止・停止について・・・・・・・・・・・・・・・・	7
6. 奨学資金の返還について・・・・・・・・・・・・・・・・	7
(1) 返還の時期	
(2) 返還の方法	
(3) 返還の期間	
7. 奨学資金の返還猶予について・・・・・・・・・・・・・・・・	8
(1) 返還猶予の対象	
(2) 提出時期	
8. 奨学資金の返還免除について・・・・・・・・・・・・・・・・	9
(1) 返還免除の対象	
(2) 市内居住による返還免除	
(3) 市内就業による返還免除	
(4) 提出書類	

1. 奨学資金貸付制度の概要

(1) 貸付制度について

この制度は、優良な資質を有しているにもかかわらず、経済的な理由により修学することが困難な方に対して、修学する上で必要な学資金（奨学資金）を貸し付けることにより、ひとしく教育を受ける機会を提供し、有用な人材を育成することを目的としています。

また、この奨学資金については、最終学校を卒業した1年後から毎月返還していただくこととなりますが、卒業後に飯塚市内に居住している場合には、その居住した期間分の返還額が免除されます。さらに、令和9年度奨学生からは、居住期間中に市内中小企業等へ就業することにより、その就業期間分が追加で免除されます。

(2) 貸付資格

貸付を受ける者（奨学生）の要件は、次の事項を満たしていることとします。

- ① 飯塚市に1年以上住所があって生活費や学資を負担している者の子等
- ② 高等学校、高等専門学校、専修学校、短期大学、大学に在学している者または入学を予定する者
- ③ 奨学生が属する世帯収入が、生活保護法の規定による基準額の2倍以下の世帯
- ④ その他の奨学資金等の給付又は貸付を受けていないこと

（ただし、高等学校等就学支援金、独立行政法人日本学生支援機構の奨学金、福岡県高校生等奨学給付金、授業に係る学資以外の入学準備金又はその他支度金等は除きます。）

(3) 貸付金額等

貸付金額、新規貸付人員は学校の区分ごとにそれぞれ異なります。

区分	貸付月額	毎年度新規貸付人員
高等学校	15,000 円	20 人以内
高等専門学校	15,000 円	
専修学校	30,000 円	25 人以内
短期大学（国・公立）	30,000 円	
短期大学（私立）	45,000 円	
大学（国・公立）	30,000 円	
大学（私立）	45,000 円	

(4) 貸付期間

貸付期間は、貸付が決定された月から奨学生が在学する学校の正規の修業期間が満了する日までとなります。

※入学を予定する者にあっては、入学前に奨学資金を貸し付けることができます。

※留年した場合でも、学校の正規の修学期間分となり、留年期間分は含みません。

（例）高校 1 年から貸付を受けた場合・・・貸付期間3年

高校 2 年から貸付を受けた場合・・・貸付期間 2 年
大学 1 年から貸付を受けた場合・・・貸付期間 4 年
大学 3 年から貸付を受けた場合・・・貸付期間 2 年

（５）貸付方法

貸付方法は、6 か月分を年 2 回に分けて、奨学生本人が指定する口座へ振込みます。

【支払月について】

入学後、すべての書類が 4 月中旬までに提出された場合は、おおむね 5 月上旬頃が第 1 回目の支払いとなります。また、第 2 回目の支払いは 9 月頃を予定しています。

ただし、書類提出が遅れた場合や事務処理等の都合により振込が変動することもあります。

（６）貸付利子

貸付利子は無利子です。

（７）他の貸付制度等との併用

他の奨学資金等の貸付又は給付について、申請することはできますが同時に受けることはできません（併用禁止）。そのため、決定の際にはどちらか一方を選択していただく必要があります。他の貸付又は給付を受けていることが判明した場合、貸付を停止したうえ、既に貸し付けている奨学資金については一括返還して頂きます。（ただし、①高等学校等就学支援金、②独立行政法人日本学生支援機構の奨学金、③福岡県高校生等奨学給付金、④授業に係る学資以外の入学準備金又はその他支度金等との併用は可能です）

（８）貸付の決定等

奨学資金の貸付を受ける際には、連帯保証人を 2 人立てていただく必要があり、その連帯保証人は、独立して生計を営み、連帯して債務を負担する能力がある成年者とします。

なお、奨学生が未成年の場合は、連帯保証人 2 人のうち 1 名は保護者（親権を行う者及び未成年後見人）となります。

※ 1 連帯保証人は、貸付を受ける者に誠実に誓約を履行させるとともに、貸付を受ける者が返還の債務を履行しない場合には、その債務を負担することが求められます。

※ 2 生計を一にする父親と母親の両者を連帯保証人とすることはできません。そのため、父親もしくは母親のどちらか一方のみとしてください。

※ 3 申請者と生計を一にする配偶者を連帯保証人とすることはできません。

なお、連帯保証人には奨学資金借用証書への記入及び実印の押印の他に、印鑑登録証明書等を提出していただきます。

→4 ページ「2. 奨学資金貸付希望者の申請手続きについて」を参照

（９）貸付金の返還

奨学資金の返還金は、直ちに後輩の奨学資金へと引き継がれていく大切な資金です。そのため、返還の意義を理解して頂き、後輩のためにも必ず返還して頂く必要があります。

返還期間、返還月額は次の表に記載のとおり学校の区分ごとでそれぞれ異なります。（ただし、

最終学校を卒業後に飯塚市に居住すれば免除になる場合があります。)

→7ページ「6. 奨学資金の返還について」を参照

区分		返還期間	標準返還月額
高等学校		7年6月	6,000円
高等専門学校		10年	7,500円
専修学校	2年制	5年	12,000円
	3年制		18,000円
短期大学(国・公立)		5年	12,000円
短期大学(私立)		7年6月	
大学(国・公立)		10年	
大学(私立)		15年	

(10) 返還の猶予

奨学資金を返還する際に疾病等の理由により返還が困難な場合(市外居住者)や、更に上級の学校等へ進学する場合などは、貸し付けた修学資金の返還を猶予することができます。

→8ページ「7. 奨学資金の返還猶予について」を参照

(11) 返還の免除

奨学資金の返還は、奨学生が最終学校を卒業してから1年後(据置期間)から開始されます。その際、卒業から返還開始までの1年間(据置期間)に飯塚市内に住所がある場合には、当該返還時にその月数分の金額を免除します。さらに、令和9年度奨学生からは、居住期間中に市内中小企業等へ就業することにより、その就業期間分が追加で免除されます。

→9ページ「8. 奨学資金の返還免除について」を参照

2. 奨学資金貸付希望者の申請手続きについて

(1) 申請から決定の流れ

① 奨学資金の貸付申請

申請に必要な書類は、教育委員会 教育総務課(市役所6階)で配布しているほか、本市公式ホームページからダウンロードできます。

申請書等に必要事項を記入したのち、添付書類と併せて提出してください。なお、申請者が定員を超えた場合には、別途で小論文試験を実施いたします。

【必要書類】

- ☐ 飯塚市奨学資金貸付申請書・・・1部
- ☐ 世帯全員の住民票(原本)・・・1部
- ☐ 世帯の所得証明書・・・1部

《注意点》

- ※1 提出書類にはボールペンを使用してください。鉛筆、消せるボールペンは使用できません。
- ※2 書類を訂正する際には、修正液・修正テープ・豆印を使用せず、二重線を引いて周辺の余白に正しい文言を記載してください。
- ※3 申請内容の確認のため、その他の書類の提出を求めることがあります。

② 貸付の審査と可否の決定

提出された申請書類を基に奨学資金貸付審議会において審査したのち、貸付の可否を決定します。その後、審査結果に関する通知書を申請者に通知します。採用内定者は、資格確認のため、次年度4月以降に下記書類を提出していただきます。提出時期については、別途通知します。

- ☐ 保護者等世帯の住民票・・・1部
- ☐ 奨学生の在学証明書・・・1部

③ 貸付決定

奨学資金の貸付が決定した場合、通知書を受け取った日から30日以内に次の書類が必要となりますので、すみやかに教育総務課に提出してください。

【必要書類】

- ☐ 奨学資金借用証書・・・1部
- ☐ 連帯保証人2名の印鑑登録証明書・・・各1部
- ☐ 連帯保証人2名の身分証明書（本籍地の市町村発行のもの）・・・各1部
- ☐ 承諾書・・・1部
- ☐ 同意書・・・1部
- ☐ 奨学資金等受給状況申出書・・・1部
- ☐ □座振込依頼書・・・1部

《注意点》

- ※1 提出書類にはボールペンを使用してください。鉛筆、消せるボールペンは使用できません。
- ※2 連帯保証人が押印する印鑑については、印鑑登録をしている印鑑（実印）で押印してください。
- ※3 書類を訂正する際には、修正液・修正テープ・豆印を使用せず、二重線を引いて周辺の余白に正しい文言を記載してください。なお、押印が必要な書類の場合は、押印した印鑑で二重線に押印してください。
- ※4 申請内容の確認のため、その他の書類の提出を求めることがあります。

(2) 申請期間

毎年度、募集する際に配布する奨学資金貸付基金の『奨学生募集要項』及び『募集チラシ』に記載している申請期間内に提出してください。

(3) 申請書類提出先

申請書類は、教育総務課に提出してください。

飯塚市役所6階 飯塚市教育委員会 教育総務課（奨学資金担当）

電話：0948-96-8500 ※月～金曜日（祝休日・年末年始を除く）

3. 入学前貸付について

入学前貸付は、本来は入学後に貸し付ける第1回目の貸付金（6か月分）を、入学前に貸し付けるものになります。

(1) 申請から貸付の流れ

予約募集で内定を受けた入学予定者で、入学前貸付を希望する場合は、次の書類の提出をもって、奨学生として決定します。

【必要書類】

☐ 合格を証する書類

☐ 入学前貸付申請書兼誓約書

上記の書類の提出後、通知を送付します。通知を受け取った日から30日以内に、5ページの「③貸付決定」にある書類を提出してください。その後、貸し付けを行います。

(2) 入学後の手続き

入学後は、確認のため、在学証明書と住民票を提出していただきます。

《注意点》

※1 対象の学校へ入学しなかったときは、全額返還となります。

※2 国・公立大学に入学するとして入学前貸付を受けて、私立大学へ入学することとなった場合など、貸付月額が増額する場合は、追加分を貸し付けます。

私立大学に入学するとして入学前貸付を受けて、国・公立大学へ入学することとなった場合など、貸付月額が減額する場合は、第2回目の貸付にて減額調整します。

4. 在学中の継続手続について

(1) 現況報告に関する書類の提出

奨学資金の貸付を継続して受ける場合は、毎年4月時点の奨学生の状況を証明する次の書類を期日までに教育総務課に提出してください。

【必要書類】

- ☐ 保護者等世帯の住民票・・・1部
- ☐ 奨学生の在学証明書・・・1部
- ☐ 口座振込依頼書・・・1部

※その他として状況確認のため、その他の書類の提出を求めることがあります。

(2) その他の届出について

次の事由が生じた場合には、事由発生後、すみやかに教育総務課へ連絡したうえで「変更届」と「変更内容が分かる書類」又は「辞退届」を提出してください。

- ☐ 氏名、住所等の状況が変わったとき
- ☐ 入学を予定する学校へ入学しなかったとき
- ☐ 休学、復学したとき
- ☐ 留年したとき
- ☐ 転学したとき
- ☐ 退学したとき
- ☐ 奨学資金を辞退したいとき
- ☐ 連帯保証人について変更が生じたとき（氏名、住所、保証人の変更等）

※その他、必要に応じて追加で書類を提出していただく場合があります。

5. 奨学資金の休止、停止について

次の事由に該当する場合は、その事由が生じた日の属する月の翌月分から奨学資金の貸付を休止又は停止しますので、すみやかに教育総務課へ連絡してください。

- ① 対象の学校へ入学しなかったとき
- ② 休学したとき
- ③ 退学したとき
- ④ 貸付期間中に保護者等が市外へ転出したとき
- ⑤ 奨学資金を辞退したとき

※すでに借り受けている奨学資金について返還が生じる場合があります。

6. 奨学資金の返還について

(1) 返還の時期

奨学資金は、在学する学校を卒業して1年を経過した後（据置期間1年）から返還が開始されます。返還期間は、前述のとおり学校の区分ごとでそれぞれ異なります。

(例) 大学＜4年制＞へ進学した場合

	大学 1年	大学 2年	大学 3年	大学 4年	据置 1年間	返還 1年目	返還 2年目	返還 3年目	返還 4年目		返還 15年目
貸付期間	→										
返還期間						→					返還完了

ただし、次の事由に該当する場合は、貸し付けた奨学資金をただちに**全額返還**していただきますので、すみやかに教育総務課へ連絡してください。

- ① 貸付を停止されたとき
- ② 奨学生であることを辞退したとき

(2) 返還の方法

原則として、返還は月払いの方法となります。なお、繰り上げ返還も可能です。

(3) 返還の遅延

正当な理由がなく、定められた納付期日までに返還されない場合は、返還期日の翌日から返還の日までの日数に応じて、年10%の延滞利息を徴収する場合があります。

7. 奨学資金の返還猶予について

(1) 返還猶予の対象

次の事由に該当する場合は、返還猶予の対象となりますので、すみやかに教育総務課へ連絡したうえで「奨学資金返還猶予申請書」を提出してください。なお、状況確認のため、その他の書類の提出を求めることがあります。

- ① 疾病等による療養のため入院し、著しく返還が困難と認められるとき（市内に住民票がない方が対象となります。住民票がある場合は免除対象の可能性あります。）
- ② 在学する学校を卒業後に更に上級の学校等に進学したとき
- ③ 卒業後に更に上級の学校等に進学するために予備校等で学習するとき
- ④ 留年等により正規の修業期間を超えたとき

※その他、期間を限った事由で就労できないと判断されたときに猶予される場合もあります。

(2) 提出時期

事由発生後、返還猶予を希望する月までにすみやかに教育総務課へ連絡の上、必要書類を提出してください。

8. 奨学資金の返還免除について

(1) 返還免除の対象

奨学生が次の事由に該当する場合は、奨学資金の返還が免除となりますので、すみやかに教育総務課へ連絡したうえで「奨学資金返還免除申請書」を提出してください。

- ① 死亡したとき
- ② 精神又は身体の障がいにより修学不能となったとき
- ③ 卒業後に市内に居住するとき
- ④ (該当者のみ) 居住期間中に市内中小企業等で就業するとき

※その他特別の事情と認められるときは免除される場合もあります。

(2) 市内居住による返還免除(平成30年度奨学生から適用)

上記の返還免除要件の「③卒業後に市内に居住するとき」とは、最終学校卒業後から返還が開始されるまでの1年間に飯塚市内に住所がある場合に、1年間の返還金額からその月数分の金額を免除するものです。

その後も、1年間に居住した月数分だけ、翌年度に発生する1年間の返還額から免除していく・・・を繰り返していきます。

※居住した月とは、1月のうち半月以上居住する場合をいいます。

ただし、免除は次の要件にすべて該当する場合に限ります。

- ① 返還しなければならない奨学金がある場合は、その返還に滞納がないこと
- ② 奨学生及び扶養者(奨学生が被扶養者の場合)に市税等の滞納がないこと

※市内居住による免除は、1年間を単位として決定の可否を判断しますので、毎年度免除申請書の提出が必要となります。

※返還の免除の考え方については、次の図を参照してください。

※通常の返還の流れ

3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
卒業	据置期間												返還開始											

※卒業後に1年間飯塚市に住所があった場合

3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
卒業	飯塚市居住												返還開始											
													免除	免除	免除	免除	免除	免除	免除	免除	免除	免除	免除	免除

※卒業後に6か月間飯塚市に住所があった場合・・・6か月分が免除

3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
卒業	飯塚市居住			市外へ転出						飯塚市転入			返還開始							免除	免除	免除	免除	免除

※返還2年目以降の免除の考え方（免除の期間中に飯塚市に住所があった場合）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1年目	免除	免除	免除	免除	免除	免除	免除	免除	免除	免除	免除	免除												
2年目以降	飯塚市居住												免除	免除	免除	免除	免除	免除	免除	免除	免除	免除	免除	免除

（3）市内就業による返還免除（令和9年度奨学生から適用）

上記（2）市内居住による返還免除に加えて、居住期間中に市内中小企業等へ就業した場合は、その就業期間分を追加で免除します。卒業後1年間「市内居住」かつ「市内中小企業等へ就業」した場合は、最大2年間の返還を免除します。

その後も、市内居住＋市内中小企業等へ就業した月数に応じて、翌年度以降に発生する返還額から免除していく・・・を繰り返していきます。

※就業した月とは、月の途中の入退社であっても、その月の在籍日数が半月以上ある場合をいいます。

※卒業後に1年間飯塚市に居住し中小企業等へ就業した場合

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
3月卒業													居住免除	居住免除	居住免除	居住免除	居住免除	居住免除	居住免除	居住免除	居住免除	居住免除	居住免除	居住免除
↓																								
返還最終年							就業免除	就業免除	就業免除	就業免除	就業免除	就業免除	就業免除	就業免除	就業免除	就業免除	就業免除	就業免除						

高校3年間で540,000円の貸付を受けた場合、据置期間終了後、6,000円を7年6か月間で返還していただくこととなりますが、据置期間中に、市内居住かつ市内中小企業等へ就業をした場合は、返還最終年より1年分追加で免除し返還期間が5年6か月に短縮されます。

(4) 提出書類

居住要件による免除については、毎年4月に奨学生の状態を証明する次の書類をすみやかに教育総務課に提出してください。

【必要書類】

- ☐ 奨学資金返還免除申請書・・・1部
- ☐ 滞納なし証明書（本人および本人が扶養されている場合はその扶養者）・・・1部
- ☐ 住民票又は戸籍の附表（住民期間が分かる書類）・・・1部
- ☐ 雇用証明書（市内中小企業等に就業し追加免除を申請する者）・・・1部

※その他として状況確認のため、その他の書類の提出を求めることがあります。

9. 提出先及び問合せ先

〒820-8501

福岡県飯塚市新立岩5-5

飯塚市教育委員会 教育総務課（飯塚市役所6階）

学事係 奨学資金担当

（電 話）0948-96-8500

（FAX）0948-24-4055

（e-mail）ed-soumu@city.iizuka.lg.jp

（ホームページ）<https://www.city.iizuka.lg.jp>